

秩父市高効率照明機器設置費補助金交付要綱

令和6年5月24日

秩父市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゼロカーボンシティの実現に資する設備の導入推進を図るため、高効率照明機器を設置する事業者に対して、予算の範囲内において秩父市高効率照明機器設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、秩父市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年秩父市規則第52号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において高効率照明機器（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号のいずれかに該当する機能を有するLED照明をいう。

- (1) スケジュール制御機能 あらかじめ設定したタイムスケジュールに従い、個別回路又はグループ化し、若しくはパターン化した回路を自動的に点滅し、又は調光制御する機能をいう。
- (2) 明るさセンサーによる一定照度制御機能 明るさセンサーからの信号により、あらかじめ設定した照度に調光制御する機能をいう。
- (3) 在・不在調光制御機能 人感センサー又は微動検知人感センサーからの信号により、あらかじめ設定した個別回路を点滅し、又は調光制御する機能をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の事業所において事業を営み、当該事業所等に補助対象設備（未使用品に限る。）を設置する者であること
- (2) 市税を滞納していないこと

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の設置に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、秩父市高効率照明機器設置費補助金交付申請書に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、市の保有する個人情報に係る書類に代えて個人情報目的外利用同意書を提出することができる。

- (1) 補助対象設備の設置に関する見積書及び見積内訳書の写し
- (2) 補助対象設備の仕様及び規格が確認できる書類の写し（前号に掲げる書類で確認できる場合を除く。）
- (3) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(交付決定及び却下)

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、申請書類の内容を速やかに審査の上、補助金の交付の可否を決定し、秩父市高効率照明機器設置費補助金交付決定・却下通知書により申請者に通知するものとする。

(変更等承認申請)

第8条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」）は、第6条第1項に規定する申請の内容を変更し、又は補助対象設備の設置を中止しようとするときは、秩父市高効率照明機器設置費補助金変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象設備の設置の完了後、速やかに秩父市高効率照明機器設置費補助金実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る契約書、領収書及び保証書の写し
- (2) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付確定)

第10条 市長は前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、秩父市高効率照明機器設置費補助金交付確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、秩父市太陽光発電設備等設置費補助金請求書により補助金の交付を市長に請求をするものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(維持管理)

第12条 補助金の交付を受けた者は、法定耐用年数の期間中、補助対象設備を常に良好な状態に維持管理するよう努めなければならない。

(調査等)

第13条 市長は、補助金に関して必要があるときは、補助金の交付を受けた者等に対して報告させ、又は職員に設置した補助対象設備等を調査させることができる。

(取消し及び返還)

第14条 市長は交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金を交付している場合は、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。